

経 済 産 業 省

20241209商局第1号
令和6年12月11日

一般社団法人 日本ショッピングセンター協会

経済産業省商務情報政策局商務・サービスグループ
消費・流通政策課長

緊急一時避難施設に指定されていない地下施設の再確認について (協力依頼)

都道府県及び指定都市は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）に基づき、避難施設を指定しているところですが、この度、別添事務連絡のとおり、内閣官房及び消防庁より「緊急一時避難施設に指定されていない地下施設の再確認について」協力依頼があったところです。

今般、地下施設について、どのような種類の施設がどの程度の数及び面積があるのかという潜在的な地下施設の状況についても把握することで、各指定権者及び指定を受けうる施設管理者がその状況を認識し、また政府においても、緊急一時避難施設への指定をどのように進めていくことが望ましいのかを検討する必要があると考えております。

なお、本再確認にかかる回答については、政府内における今後の取組の参考とするもので、緊急一時避難施設の指定にただちにつながるものではありません。

つきましては、貴団体会員に対して、都道府県又は指定都市より、問合せがありましたらご協力いただきますようお願いいたします。